

国立大学法人東京大学と岩手県との包括連携に関する協定書

国立大学法人東京大学（以下「甲」という。）と岩手県（以下「乙」という。）は、次のとおり合意したので、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、岩手県の復興及び地域課題に迅速かつ適切に対応し、活力のある個性豊かな地域社会の形成、発展に寄与するため、相互に連携・協力することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について、相互に連携・協力する。

- （1）東日本大震災津波及び大規模自然災害からの復興の推進
- （2）地域の課題対応のための学術研究の推進
- （3）地域における取組みを通じた人材の交流と育成
- （4）学術研究の成果の社会実装
- （5）その他本協定の目的を達成するために必要な事項

2 前項各号の具体的業務に関しては、必要に応じ別途個別に協議し定めるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和11年12月18日とする。有効期間が満了する6か月前までに甲及び乙から改廃の申出がない場合は、自動的に有効期間を1年間延長し、以降も同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が別途協議の上決定する。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、各自記名押印のうえ各1通を保管する。

令和6年12月19日

甲 東京都文京区本郷七丁目3番1号
国立大学法人東京大学総長

乙 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県知事

藤井輝夫

達増拓也